

JIS

往復動内燃機関駆動発電装置 — 第 9 部：機械振動の測定及び評価

JIS B 8009-9 : 2003

(ISO 8528-9 : 1995)

(JICEF/JSA)

(2008 確認)

平成 15 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岡村 弘之	東京理科大学
(委員)	朝田 泰英	財団法人電力中央研究所
	大地 昭生	日本内燃機関連合会 (株式会社東芝 電力システム社)
	大湯 孝明	社団法人日本農業機械工業会
	岡崎 治義	社団法人日本建設機械化協会
	重久 吉弘	財団法人エンジニアリング振興協会
	竹原 敏郎	農林水産省
	筒井 康賢	独立行政法人産業技術総合研究所
	西本 徳生	厚生労働省
	橋元 和男	国土交通省
	平野 正明	社団法人日本機械工業連合会
	藤咲 浩二	社団法人日本産業機械工業会
	松山 新一郎	株式会社豊田自動織機
	宮川 嘉朗	社団法人全国木工機械工業会

主 務 大 臣 : 経済産業大臣 制定 : 平成 15.3.20

官 報 公 示 : 平成 15.3.20

原 案 作 成 者 : 日本内燃機関連合会

(〒105-0004 東京都港区新橋 1 丁目 6-6 木村ビル TEL 03-3574-7882)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会 : 日本工業標準調査会 標準部会 (部会長代理 二瓶 好正)

審議専門委員会 : 産業機械技術専門委員会 (委員長 岡村 弘之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本内燃機関連合会 (JICEF) / 財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 8528-9:1995, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 9: Measurement and evaluation of mechanical vibrations を基礎として用いた。

JIS B 8009-9:2002 には、次に示す附属書がある。

- 附属書 A (参考) 典型的な発電装置の形態
- 附属書 B (参考) 発電装置の振動評価に関する注意事項
- 附属書 C (参考) 振動の測定値の評価
- 附属書 D (参考) 測定報告書
- 附属書 E (参考) 関連規格
- 附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表

JIS B 8009 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS B 8009-1 第 1 部：用途、定格及び性能
- JIS B 8009-2 第 2 部：機関
- JIS B 8009-5 第 5 部：発電装置
- JIS B 8009-6 第 6 部：試験方法
- JIS B 8009-7 第 7 部：仕様書及び設計のための技術情報
- JIS B 8009-9 第 9 部：機械振動の測定及び評価
- JIS B 8009-10 第 10 部：空気音の測定方法
- JIS B 8009-12 第 12 部：非常用発電装置

なお、原国際規格 ISO 8528 は、更に次の部によって構成される。

- Part 3 : Alternating current generators for generating sets
- Part 4 : Controlgear and switchgear
- Part 8 : Requirements and tests for low-power generating sets

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
3.1 振動シビアリティ (vibration severity)	2
4. 記号及び略語	2
5. 関連する規則及び追加要件	3
6. 測定値	3
7. 測定装置	3
8. 測定点の位置及び測定方向	3
9. 測定時の運転条件	4
10. 測定結果の評価	4
11. 試験報告書	5
附属書 A (参考) 典型的な発電装置の形態	6
附属書 B (参考) 発電装置の振動評価に関する注意事項	8
附属書 C (参考) 振動の測定値の評価	9
附属書 D (参考) 測定報告書	12
附属書 E (参考) 関連規格	15
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	16
解 説	19

往復動内燃機関駆動発電装置一

第9部：機械振動の測定及び評価

Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets — Part 9: Measurement and evaluation of mechanical vibrations

序文 この規格は、1995年に第1版として発行された ISO 8528-9:1995, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 9: Measurement and evaluation of mechanical vibrations を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書1**（参考）に示す。

1. 適用範囲 この規格は、発電装置の規定された測定点での機械的振動の測定及び評価を行う手順について規定する。

この規格は、陸上及び海上用途の往復動内燃機関によって駆動する交流発電装置に適用する。ただし、航空機で使用する発電装置並びに陸上走行車両及び機関車の推進走行のために使用する発電装置には適用しない。

固定支持及び／又は弾性支持で搭載された定置式又は移動式往復動内燃機関駆動交流発電装置に適用される。

幾つかの特殊な用途（例えば、主要な病院用電源、高層ビルなど）では、追加要件が必要になることもある。この規格の規定事項は、その基本事項である。

その他の往復動形の原動機（例えば、消化ガスを燃料とする機関、蒸気機関など）によって駆動する発電装置でも、この規格の規定事項は、その基本事項である。

機関と発電機との組合せには幾つかの形態がある。典型的な発電装置の形態については、附属書Aに示す。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide21に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 8528-9:1995, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets —Part 9: Measurement and evaluation of mechanical vibrations (IDT)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格を構成する